

滋賀県産後ケア事業実施施設基準

(目的)

第1 滋賀県産後ケア事業実施要領に基づき、産後ケア事業を実施する施設が、質の高い母子への心身のケアや育児等の支援を提供することができるように、実施施設の基準を定める。

(実施施設)

第2 本事業を実施する施設は、原則として次の基準を満たす施設とする。

確認項目	短期入所型	通所型	居宅訪問型
医療法（昭和23年法律第205号）に定める、産科や産婦人科を標榜する病院および診療所、分娩取扱いのある助産所、分娩取扱いのない助産所、または類似の施設であり適切と認められた施設であること。	◎	◎	◎
居室（病室又は妊婦、産婦若しくは褥婦を入所させる室であり、床面積は母子1組当たり6.3m ² 以上であること）を有すること。	○		
カウンセリングを行う部屋や保育室など、必要な部屋が確保されていること。	◎	◎	
滋賀県産後ケア事業実施要領の第5に定めるサービス内容を提供するために、必要な設備が整っていること。	○	○	
24時間の利用ができる体制が整っていること。	◎		
8時間の利用ができる体制が整っていること。		○	
本事業を行うサービス提供者は、保健師、助産師又は看護師とし、事業実施時間中は、これらの専門職が1名以上勤務していること。	◎	◎	◎
本事業を行うサービス提供者は、当事業に必要な十分な知識と技術を持ち、類似の事業の実績があること。	○	○	○
滋賀県産後ケア事業実施要領に規定するサービスが提供できること。 ①産婦への保健指導・栄養指導 1) 保健指導（産婦への身体的ケア） 2) 栄養指導 ②産婦の心理的ケア ③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む） ④育児の手技について具体的な指導及び相談	○	○	○
県が行う産後ケア従事者研修会または妊産婦メンタルヘルスケア研修会その他類似の研修を受講していること。	◎	◎	◎

食事の提供ができること。	◎	◎	
助産所やその他の実施可能施設においては、利用者の症状の急変等の緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定すること	◎	◎	○
安全に関するマニュアル（事故防止及び安全対策、児を預かる場合の留意事項、緊急時の対応体制、重大事案の発生時の対応などの事項を定めたもの）を作成していること。	◎	◎	○

◎は必須項目とし、○はできるだけ提供できる体制を整えること。

（実施施設の報告と情報提供）

第3 県内において、産後ケア事業を実施する施設は、「滋賀県産後ケア事業実施要領」および本施設基準における内容を満たす施設であることとし、別紙「滋賀県産後ケア事業実施施設報告書」により県にその内容について報告することとする。

（2）実施施設としての報告を受けた場合は、県は妊産婦ケア検討会の意見を受け、適切と認められた施設において、書類を受理し、一覧にして、県内市町に情報提供を行う。

（その他）

第4 その他に必要な事項は、妊産婦ケア検討会にて内容の検討を行う。

付 則 平成28年4月1日から施行する。

付 則 平成29年6月6日から施行する。

付 則 令和3年7月15日から施行する。

付 則 令和6年11月5日から施行する。